

入札説明書

地方独立行政法人奈良県立病院機構

奈良県総合医療センター

医療ガス等購入に係る一般競争入札

令和2年12月

奈良市七条西町2丁目897-5

奈良県総合医療センター

入札説明書

地方独立行政法人奈良県病院機構奈良県総合医療センターが調達する医療ガス等購入に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記4の(1)に掲げる者の説明を求めることができます。

1. 公告日 令和2年12月23日

2. 入札に関する事項

(1) 入札物件

奈良県総合医療センター 医療ガス等購入

(2) 契約期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 納入場所

奈良県奈良市七条西町2丁目897-5 奈良県総合医療センター

3. 入札参加資格

次に掲げる1から16のいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

1 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項および第2項の規定に該当しない者であること。

2 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更正事件」といいます。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。))第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

3 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の

- 措置期間中でない者であること。
- 5 医薬品の卸売販売業許可を受けていること。
 - 6 高圧ガス販売業の許可を受けていること。
 - 7 医療用液体酸素の製造業者が発行する「液体酸素供給証明書」を災害時等においても安全供給が確保されるよう2社以上提出できること。
 - 8 医療用液体酸素について、200床以上の病院に継続して直接販売及び納入した実績を有すること。
 - 9 緊急時において、連絡から1時間以内に病院へ駆けつけることができる距離に事業所を有していること。
 - 10 当院が災害拠点病院に位置づけられているため、奈良県が指定した災害緊急時における医療ガスの供給に関する協定を締結した団体（一般社団法人日本産業・医療ガス協会近畿地域本部医療ガス部門奈良県支部）に加盟していること。
 - 11 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、主たる営業種目がJ3「ガス類その他、酸素ガス」の業者であること。
 - 12 上記11の登録が、奈良県内に所在地がある本店又は支店（以下「事業者」といいます。）でされている者であること。
 - 13 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
 - 14 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
 - 15 この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び仕数量を確実に納入し得る者であること。
 - 16 次に掲げる（ア）から（カ）のいずれの要件にも該当しないものであること。
 - （ア）役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）である。
 - （イ）暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - （ウ）役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
 - （エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。

- (オ) (ウ) 及び (エ) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (カ) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。

4. 入札書の提出場所等

(1) 問い合わせ先及び契約・発注担当課

〒630-8581 奈良市七条西町二丁目897番5号

地方独立病院行政法人奈良県立病院機構

奈良県総合医療センター 財務課 用度係

電話番号

(ダイヤルイン) 0742-52-4820

(代表) 0742-46-6001 (内線2437)

FAX 0742-46-6011

ホームページ <http://www.nara-hp.jp/>

メールアドレス sogo-yodo@nara-pho.jp

(2) 入札説明書、入札仕様書等の交付方法

ア 交付期間 公告日から令和3年1月13日（水）午後5時まで

イ 交付方法 地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センターのホームページ(<http://www.nara-hp.jp/>)の入札情報よりダウンロードして下さい。
なお交付期間を過ぎますと、ダウンロードはできませんのでご注意ください。

ウ 交付資料 入札説明書

入札仕様書

競争入札参加申込兼適合規格承認申請書【様式1】

医療ガス等納入業務履行申請書【様式2】

年間納入予定数量【別紙1】

質問書【様式3】

入札書【様式4】

入札書記載例【別紙2】

委任状【様式5】

辞退届【様式6】

契約保証金免除申請書【様式7】

(3) 入札仕様書等に関する質問

ア 入札説明書、入札仕様書等交付書類の内容に関して質問がある場合は、質問

内容を簡潔明瞭にまとめて質問書【様式3】により、下記期日までに上記4の(1)に示す担当課にメールで送付下さい。

なお、質問書を送付した場合は、必ず電話により質問書到着の確認連絡を行ってください。また、期日以降の質疑応答、電話又は口頭による個別の対応は行いません。

受付期日：令和2年12月23日（水）から令和3年1月12日（火）正午まで
イ 質問への回答は、下記回答日に質問者に対してメールにて回答します。

公表の際は、質問者は明示せず、また再質問も受け付けません。

回答日時：令和3年1月14日（木）（予定）

(4) 入札書の提出場所、入札の日時及び場所

日時 令和3年1月21日（木） 午前11時00分

場所 奈良市七条西町二丁目897番5号

奈良県総合医療センター 4階 会議室1

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を締結しない場合には、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第18条第2項に定めるところにより、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条第1項の規定（保険会社との間に地方独立行政法人奈良県立病院機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国、地方公共団体又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者等）に該当する者は免除します。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる①～⑧までの入札に関する必要書類のうち該当する書類をすべて提出し、適合規格の承認を受けなければなりません。

① 競争入札参加申込書兼適合規格承認申請書【様式1】

② 医療ガス等納入業務履行申告書【様式2】および契約書の写し

③ 会社概要(会社の沿革・事業等の概要が記載されたパンフレット等)

- ④ 医薬品の卸売販売業許可証の写し
- ⑤ 高圧ガス販売業許可証の写し
- ⑥ 液体酸素供給証明書（2社以上）
- ⑦ 一般社団法人日本産業・医療ガス協会近畿地域本部医療ガス部門奈良県支部の会員証の写し
- ⑧ 奈良県物品購入等に係る競争入札の参加資格証の写し

提出期間：公告日～令和3年1月15日（金） 午後3時まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時～午後5時（正午から午後1時を除きます。また、最終日は午後3時までとします。）

提出場所：奈良県総合医療センター 財務課 用度係

提出部数：各1部

提出方法：原則持参。なお郵便でも書類の提出を可とします。ただし、簡易書留郵便により上記提出期日までに必着することを条件とします。

調整期間 万一、提出した書類に不備・不足があった場合は、下記期日までを書類の調整期間とし、それ以降の提出は認めません。

令和3年1月19日（火）午前10時まで

イ 上記アにより提出された申請書に基づく適合規格の適否については、下記により通知します。

通知日時：令和3年1月19日（火）（予定）

通知方法：メールにて通知します。

ウ 入札参加申込書兼適合規格承認申請書等に基づき参加資格の承認を受けた者を入札参加者とします。参加資格の確認ができない場合は、入札に参加することはできません。

エ 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨（アラビア数字で表記すること）とします。

オ 入札者は、所定の入札書【様式4】を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。入札書の記載にあたっては、下記の点に注意して下さい。

① 物品の調達名は、2（1）に示した名称とします。

② 年月日は入札書の提出日とします。

③ 宛名は奈良県総合医療センター院長とします。

④ 入札者氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とします。

⑤ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）しておくとともに、【様式5】の委任状を持参のうえ、提出して下さい。

- ⑥ 入札書に記載する金額は、仕様書に記載の品目の予定数量に単価を掛け合わせた金額の合計金額（消費税及び地方消費税を除く）を記載してください。
- ⑦ 入札書は封書の表面に「奈良県総合医療センター 医療ガス等購入 入札書」とわかるように記載（【別紙 2】記載例を参照。）し、本医療センターの職員の指示に従って入札箱に投函して下さい。

- カ 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなければなりません。但し、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。
- キ 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできません。
- ク 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができます。
- ケ 入札は、各品目の予定数量に単価を掛け合わせた金額の合計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格としますので、競争入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、記載した金額を提出前に変更するときは、新しい入札書を使用してください。
- コ 入札執行回数は、2回を限度とします。
- サ 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- シ 上記5の(3)で示す契約保証金の免除規定に該当する者は、落札後すみやかにその旨を証明する書類(履行保証保険契約書の写し又は契約保証金免除申請書【様式7】)を提出して下さい。
- ケ 入札を辞退する場合は、辞退届(【様式6】)を令和3年1月20日(水)正午までに上記4の(1)の「問い合わせ先及び契約・発注担当課」まで提出して下さい。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。なお、無効の入札をした者について、再度の入札に参加することはできません。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札代理人が入札に参加する場合は、その代理人の記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載に価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札(虚偽の申請を行った者の入札等)

7 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席(1社1名)して行うものとします。ただし、入札に参加する者またはその代理人が立ち合わない時は、入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせて開札を行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格に入札がない場合は、直ちに再度(2回目)の入札を行う場合があります。この場合であっても、入札執行回数は初度(1回目)を含め、2回を限度とします。入札書は再入札となる場合に備えて2枚用意して下さい。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないときは、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第23条第1項第5号の規定に基づき随意契約に移行する場合があります。

8 契約書作成の要否等

- (1) 契約書作成を要します。
契約書は2部作成し、各自1部保有するものとします。契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。
ただし、契約書用紙は交付します。
- (2) 落札者は、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第25条第1項の規定に基づき落札の日～遅滞なく(特別の理由により必要があると認められる時は時は指定する日まで)契約を締結するものとします。上記5の(3)で示す契約保障金については、この期日までに本医療センターが指定する方法により納付して下さい。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに必ずその旨を証明する書類を提出して下さい。

9 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (ア) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (ウ) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (エ) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (オ) (ウ) 及び (エ) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (カ) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (ア) から (オ) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (キ) この契約に係る下請・購入契約等に当たって、(ア) から (オ) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(カ) に該当する場合を除きます。）において、本医療センターが当該下請・購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について上記9の(ア)から(キ)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本医療センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。

この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、9の(ア)、(ウ)、(エ) 及び (オ) 中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

11 その他

- (1) 契約者は、物品の納入等については、本医療センターの担当者と十分打ち合わ

せし、納入等して下さい。

- (2) この調達物品の支払の請求については、本医療センターの要求に応じ必要物品を納品し、毎月末締めにて計算された請求書を翌月請求するものとします。本医療センターは請求書の到着をもって請求とみなします。本医療センターは、その支払の請求を受けたときは、請求書が発行されたその日から30日以内に該当代金を契約者の指定する口座へ振り込むものとします。

1.2 入札の中止等及びこれらによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。また、入札者の連合の疑い、不正不穏な行動をなすことにより、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

1.3 調達手続の停止等

- (1) この調達に関する苦情申立てに係る処理手続において、契約締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を喪失した場合又は入札参加停止の措置を受けた場合は契約を締結しません。